

平成21年(ネ)第5763号 遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求控訴事件

控訴人 山田 稔ほか12名

被控訴人 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

### 控訴人準備書面(3)

2010年 3月12日

東京高等裁判所 第20民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人	弁護士	安 藤	雅 樹
	同	神 山	美 智 子
	同	柏 木	利 博
	同	光 前	幸 一
	同	古 賀	東 子
	同	近 藤	卓 史
	同	竹 澤	克 己
	同	伊 達	雄 介
	同	富 山	喜 久 雄
	同	中 村	多 美 子
	同	馬 場	秀 幸
	同	若 槻	良 宏
	同	柳 原	敏 夫

## 目 次

第 1、控訴の趣旨の変更	2 頁
第 2、事案解明の立証責任論 不適切な判例引用か否か	5 頁
第 3、予防原則の適用	8 頁

本書面は、控訴の趣旨の変更と法律上の主張について被控訴人答弁書に対する反論を行なうものである。

### 第 1、控訴の趣旨の変更

1、控訴の趣旨の 2 を下記のとおり変更する。

#### 記

1 被控訴人は、カラシナ又はその他のアブラナ科植物由来のディフェンシン遺伝子を挿入したイネの野外実験栽培をしてはならない。

2 被控訴人は、被控訴人の北陸研究センター（所在地、新潟県上越市稲田 1 - 2 - 1）に付設された高田圃場で、別紙（一）記載の方法によって調査せよ。

3 被控訴人は、控訴人山田稔の農地（所在地、新潟県上越市丸山新田裏田 2 1 3 番地 1）同青木博の農地（所在地、新潟県上越市南新保 8 0 7）及び同天明伸浩の農地（所在地、新潟県上越市吉川区石谷牧野 1 6 7 0）で、別紙（一）記載の方法によって調査せよ。

4 被控訴人が 2、3 につき、控訴人らが指定する時期内に調査をしないとき、控訴人らは東京地方裁判所執行官に被控訴人の費用で調査をさせることができる。

### 2、控訴の趣旨を変更する理由

(1)、上記 1 項について

控訴人が訴状で中止を求めた被控訴人の 2006 年度の野外実験（以下、本野外実験という）は、同年 10 月にカラシナ由来ディフェンシン遺伝子を組み込んだ遺伝子組換えイネ（以下、本 GM イネという）を刈り取り、終了したが、その後もなお、被控訴人が本 GM イネの研究開発を継続していることは次の諸点から明らかである。

・被控訴人の機関である作物研究所の「稲遺伝子技術研究チーム」の研究

課題として本 GM イネと同一の「複合病害抵抗性等有用組換え稲の開発」が掲げられていること（甲 145）。

．2008 年 3 月の被控訴人の研究報告集に、本 GM イネが産生する抗菌タンパク質である「カラシナ由来ディフェンシン」の抗菌作用を調査した研究が報告されていること（甲 98）。

．控訴審第 1 回期日に、控訴人代理人から被控訴人に対し「今後、本 GM イネの野外実験は行なわないのか」と質問したのに対し、被控訴人代理人は明言を避けたこと。

以上から、将来にわたって、本 GM イネの野外実験を実施する可能性が認められる。

さらに、被控訴人は 2005 年度の野外実験に至るまでの間、カラシナ以外に、コマツナ、キャベツ、ダイコンなどアブラナ科植物由来のディフェンシンを使った抗菌作用の研究を続けてきた（甲 97．1 頁 3）。甲 98．2 頁左段 4 行目以下参照）。そこで、今後、本 GM イネの野外実験の差止を免れるため、カラシナと同様の抗菌作用を持つカラシナ以外のアブラナ科植物由来のディフェンシン遺伝子を挿入した組換えイネの野外実験を実施する可能性も否定できない。

ところで、被控訴人に言わせれば、カラシナ由来のディフェンシンが複合病害抵抗性付与に最も効果が高いとのことだが、カラシナ以外のアブラナ科植物由来のディフェンシン遺伝子を挿入した組換えイネでも、常時、抗菌タンパク質のディフェンシンを産生することになるから、それによってディフェンシン耐性菌が出現する可能性が高いことは本 GM イネの場合と変わらない。

本来なら、ディフェンシン耐性菌が出現する可能性が高い本野外実験は中止されるべきものであり、それゆえ、将来にわたって、本 GM イネの野外実験及び、これと同様の危険な事態を引き起こす可能性が高いカラシナ以外のアブラナ科植物由来のディフェンシン遺伝子を挿入した組換えイネの野外実験の実施はいずれも中止されるべきである。

(2)、上記 2 項及び 3 項について

控訴理由書 4 頁で述べた通り、本 GM イネは生命操作により世界で初めて誕生した組換え植物であり、それが自然界でどのような危険な事態をもたらすかについて過去のデータがない。それゆえ、ディフェンシン耐性菌問題

に対して、どのようにしてこの生物災害から原状回復できるのかについても過去のデータがない。そのため、正直言って、控訴人は耐性菌問題に対する有効な原状回復の方法を提示することが不可能である。しかしかといって、重大な生物災害をこのまま放置することはできない。そこで、平松啓一教授の意見書の、《実験は終了してしまったとのことですが、この実験により、ディフェンシン耐性病原体が既に発生、増殖した可能性があり、その耐性株の探索とともに、その種の決定、交差耐性の有無などを、実験室で作成した耐性変異株も合わせて、検討する必要があります。》(甲 107 . 本文下から 7 行目以下) という指摘を参考にし、まず、《耐性株の探索》からスタートすることが必要にして肝要である。尤も、その場合、様々な病原菌について耐性菌を探索することは容易ではないので、本 GM イネがその最大の対象とした「いもち病菌」に絞って耐性菌を探索するのが現実的であり、とりあえず十分と考えた。

さらには、生物災害は越境性という性質を有し、移動が容易なので、被控訴人の実験圃場だけでは不十分なことは明らかであり、さらに周辺地域で耐性菌を探索する必要がある。そこで、周辺地域で農業を営む 3 名の原告の農地で被控訴人に耐性菌探索の調査を命ずるべきである。なぜなら、これら 3 名は、本野外実験に起因する耐性菌の出現により所有する農地がいわゆる環境汚染された恐れが高く、そのため、彼らの人格権侵害のみならず端的に財産権侵害を回復する必要があるからである。

また、「いもち病菌」について耐性菌を探索する方法については、それを特定する上で必要最小限な内容を盛り込んである。

以上より、2 項及び 3 項の調査を命じることが本件の司法救済にとって必要かつ合理的である。

(3)、今回の控訴の趣旨の変更は、差止請求権の根拠として従来的人格権(安全なコメ 安全性の承認されていない GM イネと交雑していないコメを食する権利、多種多様な生物が共存する中で生活する権利、耐性菌の出現により健康をおかされることなく健康に生活する権利といった内容を持つ人格権)に、上記 3 についてさらに所有権を追加したものであるが、この変更により「請求の基礎」には何ら変更はなく、また「著しく訴訟手続を遅延する」ことも全くない。

## 第2、事案解明の立証責任論 不適切な判例引用か否か

### 1、問題の所在

ここでの論争は次の通りである。

科学裁判における事案解明の立証責任が被告（行政庁）にあることを明らかにした平成4年10月29日伊方原発訴訟最高裁判決の法理は、本件科学裁判においても適用されるべきかについて、控訴人はこれを肯定し（控訴理由書18頁3(2)）、被控訴人は否定する（控訴答弁書22頁ウ(ア)）。

被控訴人がこれを否定する根拠は要するに次の点にある。

《両者は危険の内包の有無や危険の性質といった本質的な部分において全く事情が異なるものであるから、控訴人らの主張する前記判決は、本件における援用の基礎を全く欠くもの》（控訴答弁書23頁6～8行目）

では、《前記判決は、本件における援用の基礎を全く欠くもの》だろうか。そのためには伊方原発訴訟最高裁判決の構造を明らかにする必要がある。

### 2、検討

#### (1)、伊方原発訴訟最高裁判決の法理の構造とその根拠

控訴理由書19頁で取り上げた伊方原発訴訟最高裁判決（以下、本最高裁判決という）の引用部分は、次の構造になっている。

立証責任	本最高裁判決
一般原則	被告行政庁がした右判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来、原告が負うべきもの。
その修正	被告行政庁の側において、まず、その依拠した前記の具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認される。

そして、事案解明の立証責任に関する一般原則を修正した理由について、本最高裁判決は次のように述べる。

《当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮する》（アンダーラインは控訴人による）

つまり、「証拠の偏在などの点」が修正の根拠である、と。

では、「証拠の偏在などの点」とは具体的に何を意味するか。この点、本最高裁判決の評釈として知られる竹下守夫「伊方原発訴訟最高裁判決と事案解明義務」（「民事裁判の充実と促進」中巻所収）は、《本件最高裁判決が、

これまでの下級審に散発的に現れていた思想の発展と捉えることを意味する》(14 頁「4 従来の下級審判例との連続性」と述べ、本最高裁判決と連続する下級審判例を紹介する。この記述を参照すれば、「証拠の偏在など」とは具体的に次のことを意味すると解するのが適切であろう<sup>1</sup>。

- ・ 事案解明に関する資料（証拠）の偏在
- ・ 原告に比べ、被告の専門的知識上の優位
- ・ 許可処分の瑕疵により生ずるおそれのある原告らの生命・身体等への影響の甚大さ

すなわち、本最高裁判決が当該科学裁判の事案解明の立証責任に関する一般原則を修正したのは、上記の事情が存在したからである。

## (2)、本件科学裁判の検討

では、本件科学裁判において上記の事情が認められるであろうか。結論として、すべて認められる。

理由は控訴理由書でも明らかにしたが、以下に述べる通り、本件科学裁判は次の特色を有するからである。

- ・ 事案解明に関する資料（証拠）の偏在

本件科学裁判は、

- (a)本 GM イネは被控訴人が初めて作り出した GM 生物であること。
- (b)他方、本 GM イネに組み込んだカラシナディフェンシンの遺伝子も、「コマツナ偽装表示事件」(控訴理由書 23～26 頁。甲 58。金川報告書参照)で判明した通り、本野外実験当時、被控訴人は研究上の秘密として、その塩基配列をジーンバンクに登録しなかった。つまり、一般公開されていなかった。

その結果、一般市民の控訴人らは本 GM イネも導入遺伝子も、その専門的、科学的情報を入手することは全く不可能であり、それらの情報はすべて被控訴人が保持していた(控訴理由書 17 頁(1))。

- ・ 原告に比べ、被告の専門的知識上の優位

被控訴人は本 GM イネを世界に先駆けて開発した専門家集団を擁してお

---

<sup>1</sup> 竹下論文が最初に取り上げた福島第 2 原発訴訟福島地裁昭和 59 年 7 月 23 日判決「本件原子炉の安全審査資料はすべて被告の保持するところであり、原告らに比べてその専門的知識等においても優位に立つと考えられること及び本件許可処分に瑕疵が存することによって生ずる虞れのある原告らの生命、身体等への影響の甚大さ、すなわち右処分に係る保護法益の重大性等を考慮すると、右の合理性の立証は被告が負担すべきであると解するのが公平であり、条理上も妥当である。」

り、これに対し控訴人は一般市民（農民、消費者）である。本 GM イネや本野外実験の危険性に関する専門的知識に関し、被控訴人が圧倒的優位にあることは言うまでもない。

・本野外実験の瑕疵により生ずるおそれのある原告らの生命・身体等への影響の甚大さ

本件で控訴人が最も懸念するディフェンシン耐性菌問題は、それが発覚した時点では、交差耐性<sup>2</sup>により、カラシナにとどまらず、ディフェンシンを産生する全てのヒト、動植物及び昆虫がその被害に受ける怖れがあり、ヒトの健康被害、生態系、生物多様性に深刻な影響を及ぼす（控訴理由書別紙 2 参照）。その脅威の深刻さは抗生物質による耐性菌問題の比ではない（甲 71 本暮意見書(2) 6 頁。以上、控訴理由書 18 頁(3)）。

すなわち、本野外実験により生ずるおそれのある控訴人らの生命・身体、生態系、生物多様性等に及ぼす影響の甚大さは明らかである。

### (3)、被控訴人の対比のやり方について

のみならず、答弁書で被控訴人が本最高裁判決と本件科学裁判を対比するやり方も、以下に述べる通り、対比の仕方として間違っている。

被控訴人の対比のやり方を整理すると、次の表の通りである（答弁書 22 ~ 23 頁）。

	本最高裁判決	本件科学裁判
その存在	「放射性物質」という一般論について、100 年以上前に確認され、公知となっている。	「本件 GM イネ産生ディフェンシン耐性菌」という具体論
人類への悪影響	「放射性物質」という一般論について、同様に社会的にも公知である、	「本件 GM イネ産生ディフェンシン耐性菌」という具体論
危険性	「当該施設内部で核燃料の放射性物質」という具体論について、放射性物質の核分裂反応が維持され、常時、潜在的に明白かつ重大な危険性を内包していることが歴史的にも事実上証明。	「本件 GM イネ産生ディフェンシン耐性菌」という具体論

しかし、これは対比のやり方として明らかにおかしい。一般論と具体論を対比しているからである。もし対比するのであれば、次の通り、一般論同士

<sup>2</sup> 菌がある物質に対し耐性をもった場合、他の物質にも耐性を示すこと。

及び具体論同士で正しく対比すべきである。

	本最高裁判決	本件科学裁判
その存在	「放射性物質」という一般論について、 100年以上前に確認され、公知となっている。	「耐性菌」という一般論について、 60年以上前に確認され、公知となっている（甲144の1・163頁参照）。
人類への悪影響	「放射性物質」という一般論について、 同様に社会的にも公知である、	「耐性菌」という一般論について、 同様に社会的にも公知である、
危険性	「当該施設内部で核燃料の放射性物質」という具体論について、 放射性物質の核分裂反応が維持され、常時、潜在的に明白かつ重大な危険性を内包していることが歴史的にも事実上証明。	「ディフェンシン耐性菌の交差耐性」という具体論について、 交差耐性は既に公知の知識であり（甲107平松意見書18～24行目）本件のディフェンシン耐性菌は交差耐性によりディフェンシンを産生する人類や多くの動植物に耐性を示す可能性があるという、 潜在的に明白かつ重大な危険性を内包していることが歴史的にも事実上証明（甲71木暮意見書(2)6頁。20～22頁）。

その結果、被控訴人が指摘する《両者は危険の内包の有無や危険の性質といった本質的な部分において全く事情が》共通するものであることが明らかである。

### 3、小括

以上より、本件科学裁判は、本最高裁判決が事案解明の立証責任に関する一般原則を修正する根拠とした「証拠の偏在などの点」がすべて認められ、《前記判決は、本件における援用の基礎を》全て完全に備えていることが明らかである。

## 第3、予防原則の適用

### 1、問題の所在

ここでの論争は次の通りである。

(1)、控訴人は、予防原則について次の通り主張した。

《本件は本来ならば、本野外実験の安全性について予防原則が適用され、立

証責任の転換が適用されるべき事案である》(控訴理由書 23 頁 4 ~ 5 行目)

(2)、これに対し、被控訴人は次の通り反論した。

《「予防原則」なる法源不明の規範を違法性の根拠として援用しようとするが、「科学的根拠の判然としない抽象的な危険性が存在し得ることを理由に『予防原則』といった観点から安全性を判断すべきであるとか、その観点からする安全性判断が不十分であることが違法事由となるとはいえない」(東京高等裁判所平成 20 年 3 月 31 日判決)のは当然の理であって、本件においても「予防原則」なる観点により立証責任が転換されるようなことはない。》(控訴答弁書 23 頁(イ) a )

(3)、そこで、問題は次のようになる。

・そもそも「予防原則」は我が国において法源不明の規範であるか。

・上記東京高裁判決いわゆる東京都日の出町の廃棄物処分場の事業認定処分の取消しを求めた訴訟の判決(以下、事業認定取消訴訟判決という)の判示によれば、《本件においても「予防原則」なる観点により立証責任が転換されるようなことはない》と解することが適切か。

## 2、検討(前記 について)

「予防原則」は我が国では法源不明の規範か。

もちろん答えはノーである。控訴理由書で詳述した通り、我が国で批准され、国内法として効力を有する「カルタヘナ議定書」の第 1 条で予防原則の内容を宣言しているからである(控訴理由書 21 頁(3)イ)。

## 3、検討(前記 について)

(1)、次に、事業認定取消訴訟判決の判示によれば、《本件においても「予防原則」なる観点により立証責任が転換されるようなことはない》と解することになるだろうか。そのためには、事業認定取消訴訟判決の判示部分と予防原則の構造をそれぞれ明らかにする必要がある。

(2)、事業認定取消訴訟判決の判示部分の構造

予防原則に関する判決文摘示の控訴人の主張・立証とこれに対する東京高裁の判断は次のように対応している(別紙(二)の判決文[抜粋]参照)。

控訴人の主張・立証	東京高裁の判断
1、 予防原則の主張 なし。 2、 予防原則に関する証拠 判決文の括弧書きとして以下の記載。	判決文の括弧書きとして、以下の記載。 本件のような事業認定処分の違法が争われている事案においては、事業認定時における事業認定庁による本件処分

<p>証人梶山正三は、基準だけでもって危険性の有無を判断するのは間違った考え方であり、有害性の高いものは土壌吸着性が高く本当の意味で下流域に有害性のあるものの影響が出てくるまでには30年、40年の期間でも足りない場合もあるから、環境リスクに対する予防原則というものをもっと明確にみながらデータを謙虚に検討すべきである旨証言する。</p>	<p>場の将来的な安全判断に不合理な点があったかどうかという点が問題になるのであり、この判断に関して本件処分場に科学的根拠の判然としない抽象的な危険性が存在し得ることを理由に「予防原則」といった観点から安全性を判断すべきであるとか、その観点からする安全性判断が不十分であることが違法事由になるとはいえない。</p>
--	---

この対応表から次のことが明らかである。

- ・ もともと控訴人は予防原則の適用を主張しておらず、単に、証人の証言の中で、環境基準（データ）の読み方として《謙虚に検討すべきである》と主張し、その根拠として、本当の意味での有害性が判明するまでには《30年、40年の期間でも足りない》くらい期間を要し、現段階では科学的知見が十分に得られていないが、将来、取り返しのつかない事態が発生する恐れのある本件処分場については、前もって予防的に取り組んでいこうという《環境リスクに対する予防原則というものをもっと明確に》加味することが望ましいからだと述べたにとどまる（従って、これに対する被控訴人の反論も判決に摘示されていない。しかも、上記証人の証言は括弧書きで書かれている）。
- ・ にもかかわらず、事業認定取消訴訟判決は、これを《「予防原則」といった観点から安全性を判断すべきである》という主張、または《（「予防原則」）の観点からする安全性判断が不十分であることが違法事由になる》という主張であるかのように取り上げ、これに対して、一言の理由も示さずにこれを退けたにすぎない。しかも、裁判所の上記判断も括弧書きで書かれている。従って、このような判断は形式的にも実質的にも「判決の結論を導くうえで意味のある法的理由づけ」とは到底言えず、先例としての価値は皆無である。
- ・ その判断の中身についても、事業認定取消訴訟判決は、《「予防原則」といった観点から安全性を判断すべきである》という主張の根拠として、《本件処分場に科学的根拠の判然としない抽象的な危険性が存在し得ることを理由に》と述べるが、後述する通り、これは「予防原則」の本質的な意義を正しく理解していないものである。

### (3)、予防原則の構造

控訴理由書で述べた通り、予防原則が適用されるべき要件としては、一般に次の4つが備わることが必要とされる（控訴理由書 22 頁(5) 。甲 51 参照）。

- ・ リスクの不確実性（予見不可能性）
- ・ 不可逆性（回復不可能性）
- ・ 晩発生（たとえば、病原体を体内に取り込んでから実際の被害が発生するまでに時間がかかること）
- ・ 越境性（リスク源が国境を超えて移動すること）

このうちとりわけ重要なのは、不可逆性（回復不可能性）である。これは、被害が発覚してから、それを回収し環境を元にもどすことが不可能なことを意味する。だからこそ、将来、取り返しのつかない事態が発生する恐れに対して、そうならないように前もって予防的に取り組んでいこうという予防原則が初めて規範となり得るのである。

### (4)、予防原則の構造から見た事業認定取消訴訟判決の評価

ところが、事業認定取消訴訟判決が言う《本件処分場に科学的根拠の判然としない抽象的な危険性が存在し得ることを理由にした》とは、予防原則の上記4つの要件のうち、  
・ リスクの不確実性と  
・ 晩発生しか取り上げておらず、肝心の  
・ 不可逆性（回復不可能性）を取り上げていない。

従って、上記判決を正しく言い換えると、「本件処分場に科学的根拠の判然としない抽象的な危険性が存在し得ること、すなわちリスクが不確実で、実際の被害が発生するまで時間がかかることを理由にした観点からする安全性判断が不十分であることが違法事由になるか」という問題について、単にこれを否定しただけであって、それ以上、予防原則とは何の関係もない。

### (5)、事業認定取消訴訟と本件訴訟との対比

その上、片や、事業認定取消訴訟で裁判所が問題にした予防原則とは「予防原則の観点から安全性判断が不十分とされた場合には違法事由になるか」という実体論の取消事由の問題であるのに対し、片や、本件訴訟で控訴人が問題にしている予防原則とは《本野外実験の安全性について予防原則が適用され、立証責任の転換が適用されるべき》（控訴理由書 23 頁 2 行目）という手続論の立証責任の問題である。予防原則も、他の規範と同様、その適用場面（効果論）が全く異なればその要件も自ずと異なる。その意味で、上記

2つの訴訟を単純に対比して事足りりとする被控訴人の主張は粗雑というほかない。

(6)、小括

以上より、事業認定取消訴訟判決の判示によって、《本野外実験の安全性について予防原則が適用され、立証責任の転換が適用されるべき》かどうかの判断には何ひとつ影響がないことが明らかである。

以 上

## 別紙（一）

### ディフェンシン耐性のいもち病菌の調査方法

控訴人が指定する時期と地点において、夜間、スライドガラス捕集法を用いていもち病の分生胞子を7日間にわたり収集し（さらに、いもち病が発生した場合には、病斑からも収集する）、収集したいもち病の分生胞子とディフェンシンを入れた寒天培地を用いて、ディフェンシン耐性のいもち病菌が存在するかどうかを確認する。

以 上

## 別紙(二)

水漏出の原因については、しゃ水シートの破損及び雨水排水枡の損傷のいずれの可能性も否定できないというべきである。」

(ウ) 同106頁末行の「別訴」を「別表」に、109頁12行目の「小括」を「小括」にそれぞれ改め、111頁5行目冒頭から112頁5行目末尾までを次のとおり改める。

### 「a 危険性判断基準の誤りの主張について

控訴人らは、危険性の判断基準に環境基準を当てはめることは誤りである旨主張し、その理由として第1に、環境基準は、危険性評価に関しての司法の判断基準として定められたものではない旨主張する。前記のとおり環境基準は、環境基本法16条に基づき、政府が人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として定められたものであるが、それは、現に得られる限りの科学的知見を基盤として定められたもの（環境基準の設定・改定は中央環境審議会（環境基本法41条参照）への諮問及び答申、さらにパブリックコメントを経て決定されるのが通例だといわれる。）と考えられる。そうである以上、司法の判断基準として定められたものでないとしても、それを越えるより高い安全性あるいは危険性の判断基準として科学的な根拠を持つ有用なものというべきである。第2に、各種基準値は生態系又は人体への危険性判断につき科学的根拠が希薄である旨主張する。化学物資が生態系及び人体へ与える影響については未だ不可知な領域があるとしても、各種基準値は前記のとおり、少なくとも現在の科学的知見に基づいて定められているのであるから、科学的根拠が希薄なものであるとはいえないし、危険性判断の基準として不適切という指摘は当たらない。第3に、データについて適切な計測方法が意図的に回避されている場合が多い旨主張するが、そのような経験則があるのか疑問といわ

ざるを得ないし、本件においてそのような事実関係を認めるに足りる証拠もない。第4に、危険性評価の基本は、「将来における具体的危険性の回避」であり、環境基準は「将来の侵害可能性の有無」を判断する基準足り得ない旨主張する。しかし、前述のとおり環境基準は人間の健康の維持のための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい基準として定められたものであることからすれば、将来の危険性判断の基準としても十分参考に値するものというべきである。しかも前説示の検討は、平成4年の調査結果から、本件鑑定が行われた平成16年までに至る長期間のデータを総合的に勘案した結果に基づくものなのであって、単に一時点におけるデータを環境基準に当てはめて評価したものではないのであるから、この点からしても、控訴人らの主張は当を失したものとわざるを得ない（証人梶山正三は、基準だけでもって危険性の有無を判断するのは間違った考え方であり、有害性の高いものは土壌吸着性が高く本当の意味で下流域に有害性のあるものの影響が出てくるまでには30年、40年の期間でも足りない場合もあるから、環境リスクに対する予防原則というものをもっと明確にみながらデータを謙虚に検討すべきである旨証言する。環境汚染に対して長期的な視野をもって検討することは行政において環境政策が検討される場合に必要とされるべき一視点であるといえるが、本件のような事業認定処分の違法が争われている事案においては、事業認定時における事業認定庁による本件処分場の将来的な安全判断に不合理な点があったかどうかという点が問題になるのであり、この判断に関して本件処分場に科学的根拠の判然としない抽象的な危険性が存在し得ることを理由に「予防原則」といった観点から安全性を判断すべきであるとか、その観点からする安全性判断が不十分であること

が違法事由となるとはいえない。本件処分場あるいは谷戸沢処分場において、周辺地域に現在の環境基準等を超えるような汚染が認められないと評価できるということは、安全性判断の上で重要な事実というべきであり、このことを本件事業認定処分時の安全判断が不合理ではなかったことを支える一事情として考慮することは相当なことというべきである。)。そして、他に、環境基準が不合理、不適切であると認めるに足りる証拠はない。」

(エ) 同113頁2行目の「低湿」を「底質」に、11行目の「処分場予定内」を「処分場予定地内」にそれぞれ改める。

(4) 本件事業認定の法20条3号該当性

ア 得られる公共の利益

前記のとおり、本件処分場は、多摩地域（人口約390万人）から毎年発生する約130万トンの一般廃棄物を中間処理を行った上で最終的に埋立処分する廃棄物処理法による一般廃棄物処理施設であり、本件事業により得られるべき利益は、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るという一般公共の利益といえることができる

イ 失われる利益

(ア) 私的な利益

控訴人（ただし、第1事件控訴人に限る。以下、本項において同じ。）らのうち、控訴人標博重、同安藤隆、同田島喜代恵、同松本訓江及び同大橋光雄は、本件起業地内の原判決別紙物件目録記載1の土地を控訴人ら以外の者と共有する者であり、控訴人宮入容子は、本件起業地内の同目録記載2の土地を控訴人ら以外の者と共有する者であるが、控訴人田島喜代恵を除く各控訴人らは、日の出町の住民ではないこと、控訴人田島喜代恵も本件起業地から約1キロメートル離れた場所に居住していた者であること、控訴人らは本件共有地を利用して経済的利益を得